

勤務医の働き方改革推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、長時間労働となっている勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関に対し、医師の労働時間短縮のための体制整備に要する経費を補助することで、医療従事者の負担軽減、離職防止を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、次のいずれかに該当する医療機関で、第5条に規定する交付要件を満たすものとする。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算の対象となる医療機関及び県が設置する病院の開設者、その他知事が定める者を除く。なお、下記(1)及び(2)の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間(申請年度前年の1月から12月まで)における実績とし、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準ずるものとする。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに該当する医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外の入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ へき地等において、同一の二次医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに該当する医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割があるなど、5疾病5事業において重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(補助対象事業)

第3条 補助の対象事業は、前条に該当する医療機関が行う、医師の労働時間短縮に向けた取組として、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画(以下、「労働時間短縮計画」という。)に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 前条に規定する総合的な取組に要する経費に対して補助するものとする。ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得して

いる場合にあつては、その加算の対象範囲についてさらに本事業の対象とすることはできない。

- 2 前項ただし書きの場合において、加算を取得していてもその加算対象とならない範囲については、本事業の対象とすることができる。

(交付要件)

第5条 補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外及び休日の労働時間が合計して80時間を超える医師を雇用している又は雇用を予定している医療機関で、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する労働組合又は労働者の代表者と締結する協定（以下、「36協定」という。）において、全員若しくは一部の医師の年間の時間外及び休日の労働時間の合計の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

- (3) 令和6（2024）年3月31日までにB水準（地域の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準をいう。以下同じ。）指定を予定している医療機関（B水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）にあつては、B水準対象業務に従事する医師の年間の時間外及び休日の労働時間の合計が1,860時間以下であり、かつ、その他の医師の年間の時間外及び休日の労働時間の合計が960時間以下になるよう、その他の医療機関にあつては、年間の時間外及び休日の労働時間の合計が960時間以下になるよう、次のア及びイに留意し、当該医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、労働時間短縮計画を作成すること。この場合において当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催しているものであること。

ア 労働時間短縮計画は、現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点等を抽出した上で、その改善のための具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

イ 労働時間短縮計画の作成に当たっては、次に掲げるaからgの事項を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

- a 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導等）
- b 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- c 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- d 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- e 当直翌日の業務内容に対する配慮

f 交替勤務制・複数主治医制の実施

g 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助事業の決定)

第6条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第8条 医療機関は労働時間短縮計画の作成及びその遂行に当たり、とちぎ医療勤務環境改善支援センターと連携して実施することができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。